

島根県報

第一、四四九号

平成十五年三月四日

(火曜日)

告示

目次

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	一
土地改良事業変更計画書の縦覧	(農村整備課)	二
土地改良事業変更施行の認可	("	二
土地改良事業計画書の縦覧	("	二
保安林予定森林(二件)	(森林整備課)	二
解除予定保安林	("	三
保安林の指定の解除	("	三
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(漁業管理課)	三
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	("	五
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	("	五
島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱の一部改正	("	五
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(漁港課)	六
公有水面埋立ての竣功認可	(道路整備課)	六
車両制限令の規定に基づく道路の指定	("	七
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の(定住企画課)	("	七

縦覧

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の(県民課) 七

縦覧

クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習(薬事衛生課) 八

の指定

肥料の登録(生産指導課) 八

平成十五年度技能検定試験の実施(労働政策課) 八

平成十五年前期技能検定試験の実施(") 一〇

平成十五年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築住宅課) 一二

教育長訓令

島根県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正(") 一三

正誤(") 一三

平成十五年二月十八日付け島根県報第一、四四五号(漁業管理課) 一四

中(") 一四

告示

示

島根県告示第百七十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 三晃	訪問介護	有限会社 三晃	浜田市下府町一五七九番地二	平成十五年二月十九日

島根県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 能義郡広瀬町土地改良区	事業名 八方原地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書の写し	縦覧の期間 告示の日から二十一日間	縦覧の場所 広瀬町役場
----------------------	-------------------------------	-----------------------------	----------------------	----------------

島根県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 八束郡鹿島町土地改良区	事業名 七田地区区画整理事業（非補助土地改良事業）	認可年月日 平成十五年二月二十四日
----------------------	------------------------------	----------------------

島根県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定に基づき、次の者から市町村営土地改良事業の施行について協議があり、同条第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名 益田市	事業名 飯田地区用排水施設事業（非補助土地改良事業）	縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書の写し	縦覧の期間 告示の日から二十一日間	縦覧の場所 益田市役所
--------------	-------------------------------	-----------------------------	----------------------	----------------

島根県告示第七十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

- 一 保安林予定森林の所在場所
邑智郡瑞穂町大字高見二二四の二、二二四の五
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び瑞穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。
 平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡桜江町大字谷住郷三一九三、三二〇二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び桜江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八十一号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により告示する。
 平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

一 解除予定保安林の所在場所
 簸川郡大社町大字日御碕字川井戸二二八二の五、二二八二の一四、二二八二の一五、三〇九の二一、三〇九の一四、字這田二三七〇の一〇五
 二 保安林として指定された目的
 魚つき
 三 解除の理由
 指定理由の消滅

島根県告示第八十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。
 平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

一 解除に係る保安林の所在場所

安来市月坂町字喰谷七九二の二、字西ノ谷箕ヶ平七九三の二、七九三の三、七九三の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第八十三号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱(平成十三年島根県告示第二百六十七号)の一部を次のように改正する。
 平成十五年三月四日

漁業近代化資金等」という。()について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金等については、なお従前の例による。

島根県告示第百八十四号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

年一・二パーセント以内
年一・三パーセント以内
年一・二パーセント以内

を

年一・一パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・一パーセント以内

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年三月四日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年二月二十日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第百八十五号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第百六十九号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第二号中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年三月四日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年二月二十日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第百八十六号

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱(平成十三年島根県告示第百七十一号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年三月四日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年二月二十日以後に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営高度化促進支援資金については、なお従前の例による。

島根県告示第百八十七号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定(平成十四年島根県告示第百九十一号)の一部を次のように改正し、平成十五年二月三日から適用する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成十五年二月三日以後

の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成十五年二月二日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業の表十三の項加入区の区域の欄を次のように改める。

はまだ漁業協同組合の地区のうち浜田市区域

漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業の表十四の項加入区の区域の欄を次のように改める。

はまだ漁業協同組合の地区のうち那賀郡二隅町区域

島根県告示第百八十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

一 竣功認可の年月日

平成十五年二月二十一日

二 竣功認可を受けた者

松江市殿町一番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

三 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

隠岐郡西郷町大字港町字塩口八四番九地先から同町同大字同字八四番一〇〇地先に至る公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びの地点との地点を直線で結ぶ線により囲まれた区域。

の地点 基準点(海岸保全区域原点、北緯三六度二分〇四秒東経一三三度一九分三九秒〇六)から九七度二三分三七秒、二〇〇・三mの地点

の地点 の地点から三三度二五分四一秒に一〇・七mの地点

の地点 の地点から七度四〇分八秒に二九・六mの地点

(3) 面積

三〇二・〇七平方メートル

四 埋立地の用途

国道四八五号 道路用地

五 免許の年月日及び番号

平成十一年二月五日 漁港第二五号

六 閲覧場所

島根県農林水産部漁港課 隠岐支庁水産局及び西郷町役場

島根県告示第百八十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三條第一項第一号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に同じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定する。

平成十五年三月四日

一 路線名及び区間

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三百十四号	仁多郡横田町大字八川字三井野三〇二八番五地先から飯石郡三刀屋町大字下熊谷一七八四番一地先まで
〃	四百三十一号	仁多郡仁多町大字上阿井二六八七番二地先から同町大字三成一三七八番一地先まで

二 指定期日 平成十五年四月一日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあつた年月日

平成十五年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 納川の会

三 代表者の氏名

河村 政二

四 主たる事務所の所在地

大田市大森町八四八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、住環境の改善、地域コミュニティの形成と振興、文化芸術の振興等、よりよい環境づくりに関する事業、その他まちづくり全般に資する事業を行い、田舎で快適に暮らすとする人々に対し、喜びや楽しみを与えることにより、地域社会はもとより社会全体の公益の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、初年度及び翌年度の事業計画書並びに初年度及び翌年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあつた年月日

平成十五年二月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 八雲総合サービス協会

三 代表者の氏名

大津 尚志

四 主たる事務所の所在地

八束郡八雲村大字熊野三八五六番一

五 定款に記載された目的

この法人は、八雲地域に住む人たちとこの地域のまちづくりに関わる人々に対し、環境保全や都市・農村交流などをテーマにしたまちづくりの推進を図る活動を行うとともに、少子高齢社会を迎え、子育て支援と在宅高齢者・障害者に対する生活支援活動などを行い、緑と心豊かに元氣あふれる地域づくりに貢献することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並び

に設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定に基づく業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、同法施行細則第十二条第二項の規定により公告する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

一 研修及び講習の主催者

財団法人全国生活衛生営業指導センター
 東京都港区新橋六丁目八番一号
 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
 財団法人島根県生活衛生営業指導センター
 島根県松江市大輪町四二〇番地一

二 研修又は講習の種類等

1 第一型研修

開催年月日	会場名	所在地
平成十五年三月二十三日	ホテル白鳥	松江市千鳥町二〇

2 第一型講習

開催年月日	会場名	所在地
平成十五年三月二十三日	ホテル白鳥	松江市千鳥町二〇

三 受講料

第一型研修 五千円
 第一型講習 四千五百円

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成十五年一月八日	島肥登四〇二号	副産苦土肥料	HMY1号	く溶性苦土一五・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社安来製作所 島根県安来市安来町二一〇七番地二

平成十五年技能検定試験（随時試験を行う三級、基礎一級及び基礎二級）を次のとおり実施する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

一 実施職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材

施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

二 受検資格

受検資格は、三級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第六十四条の四に規定する者とし、基礎一級及び基礎二級技能検定については規則第六十四条の五に規定するものとする。ただし、三級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限る。

三 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、三級技能検定については、規則第六十五条第四項の規定により、基礎一級技能検定については同条第五項の規定により、基礎二級技能検定については同条第六項の規定による。

四 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

五 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

六 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

七 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、三級技能検定については規則別表第十三の二の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎一級技能検定については規則別表第十三の三の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎二級技能検定については規則別表第十三の四の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

八 受検手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 財団法人国際研修協力機構からの受検指示書の写し

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 申請書類の提出先

松江市学園南一丁目一番一号 島根県立産業交流会館

島根県職業能力開発協会

(三) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。

なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(四) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。

ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の 手数料の額	学科試験の 手数料の額
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳土服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管	一万五千七百円	三千円

型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装	
機械検査、婦人子供服製造	一万三千円

九 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。
 なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて名を明記し、切手をはること。)を同封すること。

十 合格発表等

(一) 実技試験又は学科試験の可否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(二) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

十一 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成十五年前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄田信義

一 実施職種(作業名)及び実施等級

(一) 一級技能検定及び二級技能検定を実施する職種(作業名)

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御彫形放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板

金作業、打出し板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、石材施工(石張り作業、石積み作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業)、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(木工塗装作業、建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ作業、広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)

(二) 三級技能検定を実施する職種(作業名)

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、和裁(和服製作作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(三) 単一等級技能検定を実施する職種(作業名)

路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業、加熱ペイントマシナー工事作業)、産業洗浄(高圧洗浄作業)

二 受検資格

受検資格は、一級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第六十四条の二に規定する者とし、二級技能検定については規則第六十四条の三に規定する者とし、三級技能検定については規則第六十四条の四に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第六十四条

の六に規定する者とする。

三 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、一級技能検定については規則第六十五条第二項の規定により、二級技能検定については同条第三項の規定により、三級技能検定については同条第四項の規定により、単一等級技能検定については同条第七項の規定による。

四 試験実施期日

職 種	学 科 試 験	実 技 試 験
園芸装飾、造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、とび、防水施工、サッシ施工、塗装、産業洗浄、和裁	平成十五年八月二十四日(日)	平成十五年六月十一日(水)から平成十五年九月七日(日)までの間で別途職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	平成十五年八月三十一日(日)	平成十五年九月七日(日)までの間で別途職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。
铸造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工	平成十五年九月七日(日)	平成十五年九月七日(日)までの間で別途職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

五 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

六 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成十五年六月五日(木)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

七 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、一級技能検定にあつては規則別表第十二の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、二級技能検

定にあつては規則別表第十三の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、三級技能検定にあつては規則別表第十三の二の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第十三の五の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

八 受検手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 申請書類の提出先

松江市学園南二丁目二番一号 島根県立産業交流会館

島根県職業能力開発協会

(三) 申請書類の受付期間

平成十五年四月三日(木)から同月十六日(水)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。)の場合は、同月十六日

(水)の消印のあるものまでを受け付ける。

(四) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験

の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった

場合でも手数料は返還しない。

職 種	実 技 試 験 の 手 数 料 の 額	学 科 試 験 の 手 数 料 の 額
園芸装飾、造園、铸造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、石材	一万五千七百円	

施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、 置製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施 工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、 フラワー装飾、路面標示施工、産業洗浄	三千百円
婦人子供服製造	一万三千円
和裁	一万千五百円

ただし、三級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十
四号）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認
定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）
又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学、高等専門
学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校又は各種学校在学
するもの、その他知事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種	実技試験の 手数料の額	学科試験の 手数料の額
園芸装飾、造園、機械加工、電子機器組み立て、 広告美術仕上げ	一万五百円	三千百円
和裁	七千七百円	

九 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付す
る。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書
し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

十 合格発表等

- (一) 合格者の氏名は、平成十五年十月七日（火）の島根県報で公告する。
- (二) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平
成十五年十月上旬に書面で通知する。

- (三) 一級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、二級技
能検定及び三級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。ま
た、一級技能検定の合格者には一級技能士章を、二級技能検定の合格者には二級技能
士章を、三級技能検定の合格者には三級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には
単一等級技能士章を交付する。
- 十一 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発
協会に問い合わせること。

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第十三条の規定に基づ
き、平成十五年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施するので、建築士法
施行細則（昭和二十五年島根県規則第百十一号）第十六条の規定に基づき公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十五条の十七第一項の島根県指定試験機関であ
る財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成十五年三月四日

島根県知事 澄 田 信 義

第一 試験期日及び時間

一 「学科の試験」

(一) 二級建築士試験

平成十五年七月六日（日）午前十時から午後五時十分まで

(二) 木造建築士試験

平成十五年七月二十七日（日）午前十時から午後五時十分まで

二 「設計製図の試験」

(一) 二級建築士試験

平成十五年九月二十八日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

(二) 木造建築士試験

平成十五年十月十二日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

第二 試験地及び試験場

一 「学科の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市古志原四・一・一〇

島根県立松江工業高等学校

浜田市 浜田市瀬戸ヶ島町二五・三

島根県立浜田水産高等学校

(木造建築士試験)

松江市 松江市古志原四・一・一〇

島根県立松江工業高等学校

二 「設計製図の試験」

(二級建築士試験)

松江市 松江市古志原四・一・一〇

島根県立松江工業高等学校

浜田市 浜田市瀬戸ヶ島町二五・三

島根県立浜田水産高等学校

(木造建築士試験)

松江市 松江市古志原四・一・一〇

島根県立松江工業高等学校

第三 受験申込手続

一 受付地及び受付場所

松江市 松江市北田町三五・三

社団法人 島根県建築士会

浜田市 浜田市原井町九〇八・二八

浜田建設会館

二 受付期間及び受付時間

平成十五年四月十四日(月)から四月十八日(金)まで

午前十時から午後四時まで

三 受験申込方法

受験申込書の受付は、原則として右受付地に設ける受付場所に申込者本人が当該申

込書を直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で、直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。

郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、所要の郵便切手をはったあて先明記の受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とすること。

第四 合格者の発表及び可否の通知

平成十五年十二月十二日(予定)。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、平成十五年九月十二日(予定)。

第五 合格判定基準の公表

合格者の発表の際に合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター中四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示する。

第六 その他

一 設計製図の課題は、平成十五年六月二十五日ごろから財団法人建築技術教育普及センター中四国支部及び社団法人島根県建築士会に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

二 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込み時にその旨を申し出ること。

教 育 長 訓 令

島根県教育委員会教育長訓令第一号

島根県教育委員会職員被服等貸与規程(昭和四十七年四月一日島根県教育委員会教育長訓令第四号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月四日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

第一条中「職員(以下「職員」という。)(」を「職員(臨時又は非常勤の職員を除く以下「職員」という。)(」に改める。

別表の二の表を次のように改める。

対象職員	貸与品目	貸与数	貸与期間	着用期間	貸与品管理者
養護教員 理科及び家庭科実習担当教員	白 作業衣(上・下) 衣	一着	一年	必要な時	高校教育課長
農林、水産、工業、商業(機械保守専任に限る。)の実習担当教員	作業衣(上・下)	一着	二年	十月から翌年五月まで	
特殊教育学校の校長、教員、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員、実習助手	夏半袖シャツ	一着	二年	六月から九月まで	
体育担当教員	ズツ	三足	一年	必要な時	
水産練習船鵬丸に乗り組む技術職員	作業衣(上・下)	一着	二年	十月から翌年五月まで	
主任校務技術員 主任介助員 校務技術員 介助員	夏半袖シャツ 雨合業 長靴 ズツ 防寒衣	一着 一着 一着 一着 一着	二年 二年 二年 二年 二年	六月から九月まで 必要な時 必要な時 必要な時 必要な時	
学校栄養主幹 主任学校栄養士 学校栄養士 主任調理師 調理師	調理服(夏冬) 作業スポン又はスカート 長靴	三着 三着 一着	三年 三年 一年	十月から翌年五月まで 六月から九月まで 必要な時	

附 則

- この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の規定により貸与を受けている貸与品については、この訓令による改正後の島根県教育委員会職員被服等貸与規程の相当規定により貸与を受けているものとみなす。

正

誤

平成十五年二月十八日付け島根県報第一、四四五号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ 二
下 段 箇所 始めから八
6及び8
5及び8
誤 正